

川崎市消防局公告第2号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和8年1月26日

川崎市消防長 望月 廣太郎

訓 練	日 時	令和8年1月28日（水）10時00分～11時00分 上記時間の訓練開始時の1分程度
	場 所	多摩区桙形7丁目1番1号 対象物名等 川崎市立日本民家園 旧三澤家
	消防隊数	消防隊 2隊 計 2隊